

## 令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>びわ湖マラソンに伴う交通規制について、行政からの告知手段が不十分である。</p> <p>①市が周知のために採用した全媒体とそれぞれの実施時期、特に広報くさつやLINEなどのプッシュ型通知の履歴の提示、視認性の確保について教えてほしい。</p> <p>②町内会掲示板を主要な周知手段と位置付けている場合、町内会未加入者などに情報が届かないリスクがある。情報格差を事前に予測し、代替措置を講じたか、現状をどのように認識しているのか教えてほしい。</p> <p>③本大会は、滋賀県や大津市、草津市、守山市が共同で主催し、実行委員会形式で運営しているが、市独自の予算やリソースで行った広報の実績を教えてほしい。また、市民への周知責任はどこにあると認識しているのか教えてほしい。</p>	<p>①について</p> <p>市では、町内会の御協力のもと、全ての市内町内会を対象として交通規制マップを掲載したチラシの回覧（2月）を実施したほか、地域まちづくりセンターをはじめとする市内公共施設でのチラシ配置（2月～）や、広報くさつ3月号および市ホームページへの掲載（3月2日）、SNS（LINE、X、Facebook）によるプッシュ型通知（3月3日）を実施しました。</p> <p>併せて、びわ湖マラソン大会実行委員会事務局の滋賀県においても、新聞折込によるチラシ配布のほか、コース周辺道路への交通規制看板の設置、民間バス事業者や規制対象路線の各学区まちづくり協議会への個別案内、カーナビへの交通規制情報の配信など、実行委員会が一体となり、様々な媒体を活用した多角的な情報発信を実施してきたところです。</p> <p>なお、特に御質問のあった各媒体における掲載状況と、その選択理由は以下のとおりです。</p> <p>《広報くさつ》</p> <p>2月号ではなく3月号に掲載しており、その理由としては、2月にチラシの町内会回覧を実施の上、3月に広報くさつへ掲載することで、段階的かつ効果的な情報発信が可能になると考えたことによるものです。なお、3月号では、紙面スペースの制約上、実行委員会ホームページのQRコードにより、詳細な規制情報を御案内しています。</p> <p>《プッシュ型情報の活用》</p> <p>市民の皆様へより広く情報が行きわたるよう、また、町内会未加入世帯への情報提供策の一つとして、SNS（LINE、X、Facebook）によるプッシュ型通知を3月3日に実施しました。なお、リマインドを目的に、様々な媒体を活用した多角的かつ段階的な情報発信を実施しています。</p> <p>《視認性の確保》</p> <p>周辺住民への直接的な周知としては、規制対象路線の各学区まちづくり協議会への個別案内や、コース周辺道路への交通規制看板の設置を実施しています。また、チラシの町内会回覧や広報くさつへの掲載、新聞折込によるチラシ配布も直接的な周知であると考えています。</p> <p>なお、交通規制による影響範囲を明確に限定することが困難なことから、周辺住民に対する個別通知は実施していません。</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>④道路使用許可の申請の際、警察に対し「住民への周知は完了した」とどのような根拠で報告したのか。周知不足により生じる混乱に対し、市はどのような法的、行政的責任を負う準備があるのか教えてほしい。</p> <p>⑤交通規制を伴う広域イベントについて、全戸配布などの新たな広報規準を策定する意思はあるか。市民からの苦情に対し、どのようなフィードバック体制を構築するのか教えてほしい。</p>	<p>②について</p> <p>町内会への未加入やデジタル機器操作の慣れ・不慣れ等により、情報格差が発生し得ることは認識しています。このことから、日常生活の中で視認可能な方法として交通規制看板を設置するなど、滋賀県と連携・協力しながら、様々な媒体を活用した多角的な情報発信に努めたところです。また、市ホームページには、翻訳や音声読み上げ等の機能が備わっており、これらの取組により、広く市民の皆様へにお伝えできたものと認識しています。</p> <p>③について</p> <p>本市が独自のリソースを活用して実施した周知活動は①に記載のとおりであり、情報の一元化を図るため、実行委員会が作成したチラシを活用しています。なお、市民への周知責任の所在については、最終的には実行委員会にあるものと認識していますが、実行委員会と市が連携・協力することで、よりきめ細やかで効果的な情報発信が可能になるものと考えています。</p> <p>④について</p> <p>実行委員会事務局の滋賀県が道路使用許可の手続きを行っていますが、手続き上、周知活動計画の提出および周知活動実績の報告は不要と聞き及んでいます。なお、交通規制の内容やその周知活動計画については、実行委員会において検討段階から滋賀県警察本部もオブザーバーとして参加の上、決定されています。また、市では周知不足により当日生じる混乱について、民間バス事業者との事前調整等、混乱を未然に防ぐための様々な周知活動を実施しています。</p> <p>⑤について</p> <p>広域イベントの事業規模や事業主体、内容にもよることから、交通規制にかかる広報規準は策定しませんが、今回のびわ湖マラソンのように、様々な媒体を活用し少しでも多くの方に情報をお届けできるよう、各担当部署と連携していきます。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局 スポーツ推進課】 【総合政策部 広報課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>広報紙の町内会経由の配布を改め、民間業者による全戸ポストイングへ移行してほしい。全戸配布の実現までの暫定措置として、希望世帯へ個別郵送してほしい。</p>	<p>広報紙の配布は「草津市広報紙の発行に関する規則」に基づき行っています。同規則第4条では、市内の各世帯に配布し、提供する方法として、「紙面を配布する方法」「市役所その他適当な場所に紙面を備え置く方法」「インターネットの利用による方法」の3つの方法を定めています。</p> <p>このうち、「紙面を配布する方法」については、地域コミュニティの活性化や協働のまちづくりの推進のため、町内会を通して配布しています。</p> <p>また、町内会未加入の方への配布や提供のため、広報紙を市役所や各地域まちづくりセンター、図書館・南草津図書館などの公共施設の他、JR 草津駅および JR 南草津駅、各郵便局、アル・プラザ草津やイオンスタイル草津などの商業施設に設置するとともに、インターネットの利用による方法として、草津市ホームページに広報紙を掲載しています。</p> <p>上記の方法で皆様に広報紙を入手いただけるようにしているため、個別での対応はしておらず、ポストイング事業者による全戸配布への移行も現在のところ予定していません。身体的理由で入手が困難な世帯への対応については、広報の配布に限らず生活全般の支援が必要と考えられることから、福祉部局等と情報共有・連携をしていきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 広報課】</p>
<p>民間設置の防犯カメラについて、公設カメラの運用規準の準用や、行政ADR（裁判外紛争解決手続）の導入などを検討してほしい。民間向け運用ガイドラインを策定してほしい。市が対応できない市民に対し、踏むべき手続きを示したフロー図を広報等で提示する用意はあるか教えてほしい。</p>	<p>民間設置の防犯カメラは、特にプライバシー侵害の有無に関する問題は個人の権利に関する事案であり、判断には専門的な法的知識と客観的な事実確認が不可欠となることから、市が個々のプライバシー侵害の恐れの有無を判断することは極めて困難であり、民間設置者に指導等を行うことはできません。相談窓口と同様の相談をいただいた場合にも、上記の考えのもと、防犯カメラ設置者と十分に話し合ってくださいよう助言しています。話し合いに行き詰まったり、民間設置者の対応に納得できなかったりする場合は、当事者において、滋賀弁護士会の和解あっせんセンターや簡易裁判所における民事調停の御利用など、各窓口で御相談をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【まちづくり協働部 生活安心課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>移住を検討している人への情報開示の在り方について、子育て環境の充実や自然の豊かさ、利便性といった「正の指標」が強調される一方で、実際の生活において直面し得る「負の指標」が十分に記載されていない傾向が見受けられる。移住促進の広報媒体に、待機児童数や治安統計等の客観的データを提供する情報開示のガイドラインを策定してほしい。</p>	<p>移住希望者への情報提供は、移住を検討されるうえで必要な情報を広く提供することが大切であり、そのことで移住後のミスマッチを防ぎ、納得した移住につながると考えています。こうしたことから、市ホームページでは、移住に関する情報を集約した「くさつに移住」というページを作成し、防災マップや保育施設の空き状況等の情報にアクセスできるよう設定しています。</p> <p>市としては、移住希望者によって必要とする情報は様々で、良い面、悪い面という観点も含め、全てを網羅することは難しいことから、移住施策先進地のPR方法等を参考にしながら、相談時によく尋ねられる内容や必要と考えられる情報をホームページや新規移住ハンドブックを活用して発信しており、掲載していない情報について問い合わせがあった場合は、都度誠実にお答えし、移住するかどうかの御判断にお役立ていただけるよう対応しているところです。</p> <p>こうした考えのもと取組を推進していることから、移住に関する情報開示のガイドラインの作成予定はありませんが、移住を検討されている方の視点に立った情報提供に努めながら、引き続き移住プロモーションに取り組んでいきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 企画調整課】</p>
<p>公共インフラの清掃・維持管理を、住民の無償労働ではなく、市費による業務委託に切り替えるための検討をしてほしい。</p> <p>必要な予算措置を講じていないことによる行政の不作为という指摘に対し、法的・財務的根拠を示してほしい。</p>	<p>公共インフラの清掃・維持管理に関することでの道路の日常の清掃については、地域のコミュニティ活動の一環として、自発的なボランティアによる清掃を町内会等で実施いただいております。発生したごみや泥土の処分は市にて対応しているところです。交通量が多く路肩に土砂が堆積しやすい場所や、路肩の雑草や雑木が繁茂することで一般交通に支障を及ぼすと考えられる場所においては、市において定期的な清掃や維持管理作業を実施していることから、それぞれ、現状の管理を維持していくものと考えています。</p> <p>また必要な予算措置を講じることに関しては、町内会等の地域コミュニティでの清掃ができない場所であることや、地域住民の高齢化に伴う負担等を理由に道路の清掃が困難であるとの申し出があった場合で、著しく汚損している等、一般交通に支障を及ぼすと考えられる場合には、市の負担で清掃等の対応を行っておりますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【建設部 道路課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>①ユネスコ無形文化遺産や重要文化財の保護は理解するが、公的支援は物理的な保存に限定し、運営や儀式自体への公的関与や新住民への協力要請を市が後押しすることは控えてほしい。</p> <p>②えふえむ草津のラジオ番組に市の学芸員が出演した際、地蔵盆を年中行事として紹介したが、宗教的儀式としての側面と歴史文化遺産としての側面を、市民が混同しないように講じた具体的措置があるか教えてほしい。</p>	<p>①について</p> <p>公費による文化財への保護助成は、有形文化財、無形文化財を問わず、「宗教性」の観点ではなく、学術的な観点から、歴史的価値を評価された指定文化財に対して実施しており、文化財の維持管理や民俗文化財の継承などを支援することで、国民の貴重な財産である文化財の後世への保存継承に寄与する公共性の高い事業であると認識しています。</p> <p>その一方で、政教分離の原則から、補助金の審査過程においては、文化財の保存継承に直接関係のない経費は補助対象外とし、厳格な審査を行っていることから、御理解をお願いします。</p> <p>②について</p> <p>年中行事として地蔵盆を紹介した際に、地蔵盆の由来などの紹介を行いました。あくまでも歴史的事実を紹介したものです。地蔵盆に限らず、その文化財を紹介する際に、文化財の持つ背景として宗教について触れることはありますが、それらの文化財が今日に至るまでの歴史的事実を述べているだけであり、放送内での注釈や免責事項の提示は必要がないと考えていますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局 歴史文化財課】</p>
<p>公文書公開決定に基づき開示された資料が、内容が把握しにくい状態で提供された。今後は、作成・取得時の系統的な状態を維持して提供してほしい。</p>	<p>提出された市政情報公開請求書に基づき送付した書類は、年度順に、町内会ごとに、草津市コミュニティ振興交付金交付申請書と草津市自治会活動保険加入補助金交付申請書に分けて送付しました。クリップでまとめたことにより、御覧いただく時に不都合な状態になったと推測されることから、今後は配慮して送付します。申し訳ありませんでした。</p> <p>草津市コミュニティ振興交付金および草津市自治会活動保険加入補助金は、その交付要綱に補助対象や添付書類を定め、申請時には審査を行い、市民の皆様が地域の共通の目標をもって行うまちづくり活動に資するため、適切に交付しているものです。今後も、より良いまちづくりを進めていきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【まちづくり協働部 まちづくり協働課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>①市役所庁舎内に、芸能人を被写体とするポスターが掲示されている。掲示に至った行政手続きや公益性、市の公費の支出状況などを説明してほしい。</p> <p>②消費生活センターのポスターに「極主夫道」を起用したことについて、倫理的妥当性やターゲット層のミスマッチなどの問題がある。証拠に基づく政策立案の厳格な適用や、政策目的に合致した厳密なターゲットニングの徹底等を提言する。</p>	<p>①について            本件ポスターは、消費者庁が若年層による消費者トラブルの被害防止を図ることを目的として作成されたものであり、令和7年4月に消費者庁より全国の消費者行政担当部局等に配付されました。当ポスターは、消費者庁が広く国民に周知・啓発のために作成されたものであり、公務の目的に資するものと認識しており、消費生活センターの壁面に掲示したところです。なお、本ポスターの内容等については消費者庁において作成されたものであり、他機関にかかる質問であるため、市からは回答しません。</p> <p>②について            本件ポスターは、KUSATAU BOOSTERS を務めていただいている漫画家おおのこうすけ氏の代表作である人気漫画『極主夫道』と消費生活センターのコラボレーションによる企画であり、幅広い世代で認知度も高く、啓発の効果が期待できるものとして作成したものです。御意見および御提言は、参考にさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【まちづくり協働部 生活安心課】</p>
<p>行政主導で行われているあおばな振興策は、伝統や民話といった美談の演出に偏重しているが、求められるのは、生産者が自ら価格決定権をもち、ビジネスとして自立できる構造改革ではないか。</p>	<p>現在、アオバナの生産量は、生活スタイルの変化に伴う青花紙の需要減とともに、生産者の高齢化により、減少の一途をたどっています。こうした現状を踏まえ、市の花としてのアオバナの価値を高められるよう、草津あおばな会による普及啓発や「あおばな館」等の直売所と連携した地産地消の推進に加え、学校給食への採用や市内外のイベントを通じた認知度向上を図り、生産意欲の向上等に努めています。</p> <p>市としては、生産者が継続して栽培に取り組める「産業としての持続可能性」を重視した施策の展開も重要であると認識しており、これまでの認知度、生産意欲の向上のための方策について、引き続き検討を重ねていきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 農林水産課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>まちづくり協議会が行っている料理教室の回数を増やしてほしい。</p>	<p>当該事業は、家庭における食事の大切さが基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながることから、当学区のまちづくり協議会主催により実施されていると聞き及んでいます。開催頻度等について、市より指導することはできかねますが、貴重な御意見をいただいていることをお伝えしますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【まちづくり協働部 まちづくり協働課】</p>
<p>外国籍住民防災包摂推進事業に関する政策を提言する。</p> <p>①外国籍防災推進員制度を体系化する。</p> <p>②立命館大学BKCとの防災連携協定を高度化する。</p> <p>③防災デジタル共通基盤を構築する。</p> <p>④インクルーシブ避難所の設計を標準化する。</p>	<p>①について</p> <p>市消防団では、立命館大学留学生を中心とする外国人機能別消防団員を配置しており、外国籍の方への防災の啓発を進めているところです。</p> <p>②について</p> <p>市と立命館大学との包括連携協定を活用し、防災をはじめ多分野で連携を実施しています。立命館大学BKCは、災害時の避難所ではなく、物資輸送拠点として活用を計画しています。</p> <p>③について</p> <p>市公式LINEアカウントは多言語プッシュ配信の設定が未対応です。国の防災システムに内蔵するSNSを情報源とするAI情報収集システムとの連携について、引き続き調査研究していきます。</p> <p>④について</p> <p>市の備蓄食料であるアルファ米はハラル対応しています。ハザードマップや避難所運営マニュアル、開設キットに、ピクトグラムを活用しています。避難所開設時には、住民と行政、施設管理者の三者で避難所運営協議会を設置し空間活用も含め、避難所ルールについて検討します。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 危機管理課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>市の指定金融機関に対し、公金を扱う機関としての社会的責任を再確認し、広告起用タレント等の適切な選定を行うよう、市として注視し、必要な指導を行ってほしい。</p>	<p>指定金融機関の社会的責任や広告起用方針等については、市民の皆様にご提供する印象等の観点から様々な御意見があるものと認識しています。一方で、広告起用方針等については、基本的に当該機関の経営判断のもと行われるものであり、市が直接関与する立場ではないと考えています。他の機関についての意見であるため、市からは回答しません。</p> <p style="text-align: right;">【会計課】</p>
<p>わたSHIGA輝く国スポ開催に伴う都市の成熟と、旧態依然とした同和対策（特定団体への補助金事業など）継続の矛盾に関して、抗議し制度廃止を要求する。</p>	<p>平成14年の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効により、国が財政措置を講じる「緊急で集中的な特別措置」が終了しましたが、依然として部落差別が存在する中で、一般施策としてその解消に向けて取り組むことは非常に重要なことであり、市として様々な取組を進めているところです。平成28年施行の部落差別解消推進法では、「現在もなお部落差別が存在する」ことや、地方自治体の責務として、「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」ことが明記されています。</p> <p>草津市住民交流啓発事業等補助金については、人権擁護思想の普及と人権啓発を目的とした制度であり、要綱に定める補助対象者は、これまで長年にわたり人権教育・啓発事業に自主的に取り組まれており、地域の実情に応じた人権擁護思想の普及と人権啓発を行うにあたり適切な団体であると考えています。また、取り組まれる各事業への参加者は特定の地域の方のみではなく、周辺地域の方々と一緒に学習や交流を図っていただいています。こうしたことから、当該補助事業は特定地域・団体への特別扱いではなく、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に繋がるものであり、必要な取組であると考えています。</p> <p>市では引き続き、あらゆる差別の解消に向けた取組を進めていく必要があると認識しており、今回御指摘いただいた補助金制度を廃止する考えはありませんので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 人権政策課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>①市長交際費から宗教団体へ支出する際の具体的な判断基準を示してほしい。特に憲法上の政教分離原則との整合性をいかに担保しているか示してほしい。</p> <p>②令和5年度の支出のうち、宗教法人およびその関連団体への支出の件数、団体名を明らかにしてほしい。</p> <p>③市長名義の祝電や献花が、当該団体への社会的正当性の付与にあたりと認識しているか。</p> <p>④団体名がプライバシーとして非公開とされる場合の具体的かつ合理的な理由を説明してほしい。</p>	<p>①について 市長交際費は「草津市交際費の支出基準および公開に関する要項」に基づき支出しており、当該要項において関連団体を含む宗教団体を対象とした具体的な判断基準は示していません。憲法上の政教分離原則との整合性の担保については、支出の目的が社会通念上、世俗的な行事で、特定の宗教を援助・助長する効果もなく、社会的儀礼の範囲であるかどうか、その目的効果を勘案し慎重に判断しています。</p> <p>②について 令和5年度の支出のうち、宗教活動を目的とした宗教法人およびその関連団体への支出はありません。なお、例えば保育所等を運営する社会福祉法人が寺院を母体とする場合もありますが、支出の際の判断基準は①でお答えしているとおります。</p> <p>③について 市長名義での祝電や献花の発出は、社会的儀礼の範囲であると社会通念に照らして判断できる場合は許容できると認識していますが、対象団体への社会的正当性の付与につながる場合もあることを十分に理解し、今後も引き続き、支出の際には慎重に判断していきます。</p> <p>④について 市長交際費の支出先は、個人名を除き公開しているため、団体名は非公開としていません。</p> <p>今後も、市長交際費の支出については透明性の向上に努め、適正に運用していきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 秘書課】</p>

## 令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>家族がパーキンソン病を患い、他市の介護老人ホームに入所している。草津市内の施設に入所したいが、なかなか入れない。</p>	<p>特別養護老人ホームの入所については、施設ごとに開催される入所検討委員会において、県の特別養護老人ホーム入所ガイドラインに基づく優先基準により、公平性を確保しながら入所者を決定されるため、市の裁量で入所時期を早めることはできない仕組みとなっています。このような状況を踏まえ、身近な場所で安心して生活されたいという御希望に少しでもお応えできるよう、いくつか提案させていただきます。</p> <p>①サービス内容を確認の上、申請している施設以外の特別養護老人ホームを申込む。 市内には、特別養護老人ホームが8施設あり、施設ごとに申込者が異なるため、優先順位も施設によって変わります。ただし、パーキンソン病に特化した医療サービスの供給体制はありませんので、特別養護老人ホームに入ること、御家族様へのサービス量が減少する可能性があります。</p> <p>②特別養護老人ホーム以外の施設を検討する。 現在入所されているような有料老人ホームやサービス付高齢者住宅であれば、空きがある事業所もあるようです。ただし、市内の有料老人ホームやサービス付高齢者住宅は、現在入所されている施設のようにパーキンソン病専門ではありませんので、同様のサービスをお求めの場合は、必ず、サービス内容について、施設と十分に協議の上御利用ください。 御家族の御意向や御状況に応じて御検討いただければ幸いです。不明な点がございましたら、草津市役所介護保険課にお問い合わせください。 また、草津市では65歳以上の高齢者に対する相談窓口として、中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、医療職や福祉職が相談支援を行っています。今後、介護等に関する御相談がありましたら、お住まいの中学校区の地域包括支援センターにお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">【健康福祉部 介護保険課】</p>

## 令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>保育料が3歳以上無償化だが、1号認定だと3歳時点から無償化なのに対し、2号認定だと3歳児クラスから無償化となり、4月生まれのこどもは約1年保育料支払いの差が出る。0～2歳児も保育料無償化にするか、せめて2号認定でも3歳誕生日時点から無償化にしてほしい。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月から、子ども・子育て支援法に基づき、全国共通の制度として実施されており、保育を必要とする認定の場合、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間とされており、この期間は全てのお子さまで変わりません。</p> <p>国の制度として、教育認定の方については、入園できる時期により、満3歳から無償化となる一方、保育認定の方については、上記のとおり満3歳になった後の4月1日から無償化となり、保育料負担の期間に違いがあることについては認識しています。</p> <p>一方、この無償化期間の差を解消しようとする、保育認定の同一クラスのお子さまの間で、生まれた月によって、保育料の有無が生まれることとなるため、国制度に沿って保育料を御負担いただき、公平性を確保しています。</p> <p>本市では、令和5年9月より「草津市子育て6つの楽だ」を実施し、乳児の紙おむつ等の購入費助成や保育施設への紙おむつの支給、第3子以降の保育料無償化、18歳までの医療費助成などを通じて、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、本年9月からは就学前施設の3～5歳児の給食費無償化・負担軽減事業を実施するなど支援施策の充実に努めています。</p> <p>さらに、市の保育料は、国の定める水準よりも低く設定しており、近隣市と比較しても、多くの階層において負担が少なくなるよう配慮していることを御理解いただければ幸いです。</p> <p>また、0～2歳児の保育料の無償化については、現在、待機児童の発生により入所いただけない方がおられる状況であり、待機児童の解消を最優先として実施していき、今後の待機児童の状況や、県や近隣市の状況、在宅保育世帯との負担の公平性を考慮しながら、検討を続けていきます。</p> <p>今後も、皆様からいただいた御意見を真摯に受け止め、より良い子育て支援の実現に向けて、引き続き検討を進めていきますので、御理解と御協力をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【こども若者部 幼児課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>授業時数の10%を学校裁量の学習に充てることや、スクールサポートスタッフの全校への複数配置、経済困窮世帯へのデジタル学習クーポンの提供、校則見直しガイドラインの策定などを提言する。</p>	<p>市では、スクール ESD の取組により、子ども達の主体的な学びや探究的な学習の推進に取り組んでおり、スクールサポートスタッフを全校へ複数配置して教職員が授業等の業務に専念しやすい環境を整えています。「校則の見直しに関するガイドライン」を設け、各校で子ども主体のルールづくりを進めています。御提言は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局 学校教育課】</p>
<p>①避難集合場所に関する防災資料を町内会へ提出したが、進展する可能性がない。町内の役員を主に、一般の人も含め説明会等を実施できないか。</p> <p>②近隣住民で高齢者のお助け隊を新設してはどうか。防災時には避難サポーターになってもらう。高齢者への見守りの一つとして。</p> <p>③高齢になるに従い聴力の低下を自覚する人の割合は高くなるが、補聴器の普及率は高くないと聞く。補聴器購入の助成をお願いしたい。</p>	<p>①について</p> <p>市では、頻発化・激甚化する地震や豪雨災害に備え、避難所の確保や備蓄の拡充に加え、自助・共助の意識を醸成するため、町内会に対し各種の支援を行っています。各町内会への説明会等の実施については、出前講座の実施や防災訓練の支援を、危機管理課にて受け付けています。</p> <p>また、自主防災組織の運営や地域特性に応じた避難計画策定についても、支援させていただくことが可能ですので、お困り事がございましたらお気軽に御相談いただければ幸いです。</p> <p>②について</p> <p>現在、各地域で福祉委員や地域包括支援センターが、民生委員・児童委員と連携し、高齢者の見守り活動をはじめとした、地域に根差した活動を展開していただいているところです。</p> <p>また、災害時には、75歳以上のひとり暮らしの方や、高齢者のみの世帯、要介護状態にある方等、避難支援が必要な方を対象とした「避難行動要支援者登録制度」の受付を実施しています。この制度に登録をさせていただくことで、近隣の避難支援者や民生委員・児童委員、町内会等が、御本人の情報を共有し、有事の際だけでなく、平時から積極的に交流を持っていただく他、避難支援者が決まっていない要支援者の避難支援者等を選任するとともに、災害時の要支援者への対応を地域で検討し、避難行動要支援者マップの作成、声掛け、見守り、避難訓練などに御活用いただき、地域の支え合いを推進しているものです。</p> <p>今後も「地域共生社会」の実現に向け、既存の制度や地域の活動を生かしながら、高齢者の見守り・支援体制の構築に努め、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
	<p>③について</p> <p>障害者総合支援法における聴覚障害等級6級に該当する方は、一定の要件を満たす補聴器については、購入助成を受けることができます。一方で、上記の要件を満たさないものの、加齢に伴い、聞こえづらさを感じておられる方がいらっしゃることを認識しています。高齢者を対象とした補聴器の購入助成については、他自治体の先進事例や、難聴と認知症リスクの関連性についての研究など、情報収集に努め、今後の施策検討に繋げていきます。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 危機管理課】 【健康福祉部 長寿いきがい課】</p>
<p>クサツ・イノベーション・サンドボックス（実証実験特区）構想および草津市イノベーション基盤強化について提言する。</p>	<p>イノベーション基盤の強化については、近い将来訪れる本市の人口減少局面を見据えて取り組むべき事項であることから、国の動向を踏まえつつ、今後の参考にさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 企業立地推進室】</p>
<p>サブカルチャー掲示を許容し、空間の格式を破壊している。特定作品の宣伝や、中身のない流行（SDGs）にリソースを割くのは浪費である。市庁舎壁面は市民の共有財産であり、特定層のみをターゲットにした大衆主義的な掲示などは、公共空間の私物化である。</p>	<p>本市の出身者または本市にゆかりのある各界の著名人等で構成するくさつブースターズは、草津市のイメージや認知度向上のために、情報発信や様々な活動を行い、草津市を応援いただいています。くさつブースターズを始めとする、サブカルチャーの要素を取り入れた掲示は、その宣伝というわけではなく、これまで行政に関心の薄かった層に対する、関心喚起や参加促進に寄与するものと考えています。壁面への掲示における品位と親しみやすさのバランスや、適切な行政コストの配分については、今後の広報活動においても引き続き考慮していきます。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 広報課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>サンヤレ踊り保存団体に対し「ユネスコ登録記念普及啓発事業補助」名目で、多額の公金支出が継続されている。全額補助という異常な支援体制は、即刻見直すべきである。</p>	<p>「サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金」は、「近江湖南のサンヤレ踊り」のユネスコ無形文化遺産登録を記念して、令和4年度に1回限定で行った助成となります。また、その対象も「草津のサンヤレ踊り」の普及啓発に資するものに限定しており、保存会の日々の運営などにかかる経費は対象外としました。</p> <p>なお、令和4年度の「サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金」以降、全額補助の助成は行っておりませんので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局 歴史文化財課】</p>
<p>①担当課が今後制定する新規則等に注視してほしい。</p> <p>②草津市自治体基本条例さえ、地方自治法の何条に基づいて制定されたかの記載がない。市の例規に法令条文を明示するよう改定してほしい。</p>	<p>①について</p> <p>規則等の制定に当たっては、引き続き、関係法令および条例との整合性を確認しながら制度設計を行うことが必要不可欠であることを、担当課に認識させることに力点を置いて対応していきます。</p> <p>②について</p> <p>市の例規には法律の個別の規定に基づく制度のほか、地方公共団体の自主的な判断により定める制度があります。草津市自治体基本条例は後者の一例です。</p> <p>本市に限らず他の地方公共団体においても、各例規の条文に法令の根拠を漏れなく明示するものばかりではありませんので、各例規について法令条文を明示するための改正を行うことは予定していませんが、御意見は今後の例規整備の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 総務課】</p>
<p>市有地内にある神社の御旅所について、許可範囲を超えた占有の是正および許可の取り消し、原状回復を求める。</p>	<p>行政財産使用許可にあたっては、申請書の面積を用いて使用料を算定しており、「許可範囲を大きく超えた公有地の占有」の事実はなく、「面積の不一致は、行政管理上の重大な不備」との御指摘はあたらないものと考えています。御旅所は行政財産使用許可の取消および移設・撤去等の措置を講じる必要のないものと考えていますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【建設部 草津川跡地整備課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>市民の自立的自由確立のための論理的枠組みを提案し、VUCA時代に即した能動的な自律的自由(市民の主体的な価値創造)へと発展的に継承することを提言する。</p>	<p>VUCA時代に即した能動的な自律的自由(市民の主体的な価値創造)への発展的継承については、今後の参考にさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 人権政策課】</p>
<p>①図書館駐車場に喫茶店を設けてほしい。</p> <p>②市長への手紙を図書館職員がパソコンを使って代行してほしい。</p>	<p>様々な課題があり、実現は難しいところですが、特に①については、屋外読書スペースを設け、「図書館DAY」などのイベント時には、キッチンカーの出店等で飲食できるよう工夫しているところです。今後も、皆さまにとって、より身近でより親しみやすい図書館づくりを推進していきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局 図書館】</p>
<p>市庁舎内の自衛官募集のチラシ設置は、自衛隊法施行令第114条に基づくものか。自衛官募集のチラシ設置をどのような理由で許可したのか、経緯を説明してほしい。本人の同意なき情報提供はプライバシー権の侵害である。広報物の設置について、反対する意見への対応策を検討しているのか。市の予算で自衛官募集のチラシなどを作成する目的や費用対効果について説明してほしい。特定の機関が目立つことを避け、景観の指針に準じた配置、枚数の管理を行う予定はあるか。</p>	<p>市庁舎内に自衛隊募集の広報物を設置しているのは、自衛隊法施行令第百十九条及び第六十二条に規定する第一号法定受託事務として市が行う広報事務であり、外部機関・団体等への許認可の対象ではありません。自衛隊への資料提供は、紙媒体や電子媒体ではなく、住民基本台帳法に基づく閲覧で対応しています。チラシの設置に反対する意見への対応は検討していません。市が行う自衛官募集に関する事務は国庫の負担とされており、市の財政負担はありません。</p> <p>また、内部精査についての該当文書はありません。庁舎内における配布物・掲示物の許可基準については、草津市庁舎管理規則を御参照ください。</p> <p>庁舎内の掲示物については、来庁者の皆様に必要な情報が分かりやすく伝わるように取り組んでおり、引き続き、掲示場所や枚数の管理に留意していきます。</p> <p style="text-align: right;">【まちづくり協働部 市民課】 【総務部 総務課】</p>

令和8年4月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>AIアシストが生成する回答が特定の宗教への援助、助長、または宣伝と評価されるリスクを未然に防ぐため、極めて厳格なプロンプト運用管理を行うことを提案する。</p>	<p>市では、現在、先端技術を活用した行政運営の効率化、サービス向上に取り組んでいます。</p> <p>文章生成AIについては、AIが事実とは異なる不正確な回答や文脈と無関係な内容などの誤った情報を生成するリスクをすべての職員が理解し、あくまでも補助的な業務支援ツールとして、必ず職員による確認を行った上で利用していますので、AI単独の判断が本市の判断として取り扱われることはありません。御提案は、今後の業務改善の検討などを行う際の参考にさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 経営戦略課】</p>